

## 私立高等学校等経常費助成費補助金（一般補助）交付要綱

昭和51年12月21日 文部大臣裁定  
令和5年12月14日 一部改正

（通則）

第1条 私立高等学校等経常費助成費補助金（一般補助）（以下「補助金」という。）の交付については、私立学校振興助成法（昭和50年法律第61号。以下「助成法」という。）及び同法施行令（昭和51年政令第289号。以下「助成法施行令」という。）並びに補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和30年法律第179号。以下「適正化法」という。）及び同法施行令（昭和30年政令第255号。以下「適正化法施行令」という。）に定めるもののほか、この要綱に定めるところによる。

（補助金の交付対象とする都道府県）

第2条 文部科学大臣は、助成法第9条及び附則第2条並びに助成法施行令第4条第1項第1号及び同条第2項の規定に基づき、都道府県が私立の幼稚園、小学校、中学校、義務教育学校、高等学校（広域通信制課程を除く。）、中等教育学校又は幼保連携型認定こども園（以下「小学校等」という。）の専任教職員給与費を含む教育に必要な経常的経費に対する補助金（都道府県が行う私立の幼稚園又は幼保連携型認定こども園（以下「幼稚園等」という。）の専任教職員給与費を含む教育に必要な経常的経費に対する補助の金額の算定の基礎となる幼稚園等中に、助成法附則第2条第5項の期間を経過した日後において学校法人によって設置されることとなった幼稚園等がある場合には、当該幼稚園等が学校法人によって設置されることとなった日の属する年度における当該幼稚園等に係る補助の金額については、当該都道府県が当該幼稚園等に対して行う補助の金額又は当該都道府県の算定方法により当該幼稚園等が当該年度の当初から学校法人によって設置されることとなったものとみなして算定した補助の金額を12で除して得た金額に当該年度の当初から当該幼稚園等が学校法人によって設置されることとなった日の前日の属する月までの月数を12月から控除した月数を乗じて得た金額のいずれか低い金額として、当該都道府県が行う私立の幼稚園等の補助の金額を算定するものとする。）（以下「都道府県補助金」という。）を交付する場合、当該都道府県に対し、予算の範囲内で補助金を交付する。

（補助金の額）

第3条 補助金の額は定額とし、別表第1に定める小学校等又は課程の区分（以下「学校等の区分」という。）ごとの都道府県補助金の幼児、児童又は生徒（以下「児童等」という。）1人当たりの金額（当該金額が別に定める金額（学校等の区分毎に算出した経常的経費の児童等1人当たりの額の2分の1の額）を超える場合は、その金額とする。）に応じた別に定める国庫補助単価（特別な事情がある都道府県に係る場合にあっては、当該金額を別表第2に定めるところにより補正して得た金額）に、当該都道府県の区域内にある私立の小学校等の学則で定めた収容定員（幼保連携型認定こども園にあっては、園則で定めた利用定員）（当該年度の5月1日現在に在学している児童等の数（ただし幼稚園等については、当該年度の5月1日現在に在学している園児の数に、当該年度の1月における幼稚園等の始業日に在学している、当該年度中に満3歳に達し当該年度の5月2日以降に入園した園児の数を加えた数）（以下「実員」という。）が当該収容定員に満たない場合には、実員とする。）の学校等の区分ごとの当該年度の合計数（都道府県補助金の補助の対象とならない小学校等は除く。）を乗じて得た金額の合計額以内とする。

2 前項の都道府県補助金の児童等1人当たりの金額は、学校等の区分ごとに、都道府県補助金を当該都道府県の区域内にある私立の小学校等（都道府県補助金の補助の対象とならない小学校等は除く。）の当該年度の5月1日に在学している児童等の数（ただし幼稚園等については、当該年度の5月1日現在に在学している園児の数に、当該年度の1月における幼稚園等の始業日に在学している、当該年度中に満3歳に達し当該年度の5月2日以降に入園した園児の数を加えた数）で除して得た金額とする。

(学校法人立以外の幼稚園等に係る補助)

第4条 前2条の補助金算定の基礎とする学校法人立以外の幼稚園等は、設置者が学校法人化のための努力をする幼稚園及び幼保連携型認定こども園とする。

2 都道府県知事は、補助金算定の基礎となった学校法人立以外の幼稚園等の学校法人化の状況について、翌年度の7月31日までに様式第1により、文部科学大臣に報告するものとする。

3 文部科学大臣は、前項の報告により、補助金算定の基礎となった幼稚園等の設置者が学校法人化のための努力を払っていないと認められる場合には、当該幼稚園等を補助金算定の基礎としないものとする。また、補助金算定の基礎となった幼稚園等が、助成法附則第2条第5項の期間を経過した日において学校法人によって設置されることとなっていない場合は、当該年度以降当該幼稚園等を補助金算定の基礎としないものとする。

(補助対象経費)

第5条 補助金の対象とする経費は、都道府県補助金のうち第3条に定める定額に相当する金額を学校法人(学校法人以外の者で、補助金算定の基礎となった幼稚園等を設置するものを含む。)に対して交付するに要する経費とする。

(申請手続)

第6条 都道府県知事は、補助金の交付を受けようとするときは、文部科学大臣が別に定める期日までに、様式第2による交付申請書を提出しなければならない。

(交付決定の通知)

第7条 文部科学大臣は、前条の規定による交付申請書の提出があったときは、速やかに審査の上交付決定を行い、様式第3による交付決定通知書を都道府県知事に送付するものとする。

2 交付の申請が文部科学省に到達してから交付の決定を行うまでに通常要すべき標準的な期間は、30日とする。

(申請の取下げ)

第8条 都道府県知事は、交付決定の内容又はこれに付した条件に対して不服があることにより補助金交付の申請を取り下げようとするときは、交付決定通知書に示された期日までにその旨を記載した交付申請取り下げ書を文部科学大臣に提出しなければならない。

(計画変更の承認)

第9条 都道府県知事は、第2条の補助金の交付対象となる事業(以下「補助事業」という。)の内容を変更しようとするときは、あらかじめ様式第4による計画変更承認申請書を文部科学大臣に提出し、その承認を受けなければならない。ただし、文部科学大臣が補助金の額を決定するに当たって算定の基礎となる国庫補助単価に変更を及ぼさない範囲内での変更を除く。

2 文部科学大臣は、前項の承認をする場合において必要に応じ交付決定の内容を変更し、又は条件を付することがある。

(補助事業の中止又は廃止)

第10条 都道府県知事は、補助事業を中止し又は廃止しようとするときは、速やかにその旨を記載した中止(廃止)承認申請書を文部科学大臣に提出し、その承認を受けなければならない。

(状況報告)

第11条 都道府県知事は、補助事業の遂行及び支出状況について文部科学大臣の要求があったときは、速やかに様式第5による状況報告書を文部科学大臣に提出しなければならない。

(実績報告)

第12条 都道府県知事は、補助事業を完了したとき(中止又は廃止の承認を受けたときを含む。)は、その日から30日を経過した日又は翌年度の4月10日のいずれか早い日までに、補助金

の交付決定に係る国の会計年度が終了した場合（補助事業が完了せず国の会計年度が終了した場合）には、補助金の交付の決定をした会計年度の翌年度の4月30日までに、様式第6による実績報告書を文部科学大臣に提出しなければならない。

- 2 前項の場合において、実績報告書の提出期限について文部科学大臣の別段の承認を受けたときは、その期限によることができる。
- 3 第1項に規定する補助金の交付の決定に係る国の会計年度が終了した場合における実績報告書には、翌会計年度に行う補助事業に関する計画を記載した資料を添付しなければならない。

#### （補助金の額の確定等）

- 第13条 文部科学大臣は、前条の報告を受けた場合には、実績報告書等の書類の審査及び必要に応じて現地調査等を行い、その報告に係る補助事業の実施結果が補助金の交付の決定の内容（第9条に基づく承認をした場合は、その承認された内容）及びこれに付した条件に適合すると認めるときは、交付すべき補助金の額を確定し、都道府県知事に通知する。
- 2 文部科学大臣は、都道府県知事に交付すべき補助金の額を確定した場合において、既にその額を超える補助金が交付されているときは、その超える部分の補助金の返還を命ずる。
  - 3 前項の補助金の返還期限は、当該命令のなされた日から20日とし、期限内に納付がない場合は、未納に係る金額に対して、その未納にかかる期間に応じて年利10.95%の割合で計算した延滞金を徴するものとする。

#### （交付決定の取消等）

- 第14条 文部科学大臣は、第10条の補助事業の中止若しくは廃止の申請があった場合又は次に掲げる場合には、第7条の交付の決定の全部若しくは一部を取り消し又は変更することができる。
- (1) 都道府県知事が、適正化法及び適正化法施行令その他の法令若しくはこの要綱又はこれらに基づく文部科学大臣の処分若しくは指示に違反した場合
  - (2) 都道府県知事が、補助金を補助事業以外の用途に使用した場合
  - (3) 都道府県知事が、補助事業に関して不正、怠慢、その他の不適当な行為をした場合
- 2 文部科学大臣は、前項の取り消しをした場合において、既に当該取り消しに係る部分に対する補助金が交付されているときは、期限を付して当該補助金の全部又は一部の返還を命ずる。
  - 3 文部科学大臣は、第1項第1号から第3号までの理由により、前項の返還を命ずる場合には、その命令に係る補助金の受領の日から納付の日までの期間に応じて、年利10.95%の割合で計算した加算金の納付を併せて命ずるものとする。
  - 4 第2項に基づく補助金の返還については、前条第3項の規定を準用する。

#### （補助金の経理）

- 第15条 都道府県知事は、補助事業についての収支簿を備え他の経理と区分して補助事業の収入額及び支出額を記載し、補助金の使途を明らかにしておかなければならない。
- 2 都道府県知事は、前項の支出額について、その支出内容を証する書類を整備して前項の収支簿とともに補助事業の完了の日の属する年度の終了後5年間保存しなければならない。

#### （補助金調書）

- 第16条 都道府県知事は、補助事業に係る歳入歳出の予算書並びに決算書における計上科目及び科目別計上金額を明らかにする様式第7による調書を作成しておかなければならない。

#### （電磁的方法による提出）

- 第17条 都道府県知事は、適正化法、適正化法施行令又は本要綱の規定に基づく申請、届出、報告その他文部科学省に提出するものについては、電磁的方法（適正化法第26条の3第1項の規定に基づき文部科学大臣が定めるものをいう。）により行うことができる。

(電磁的方法による通知等)

第18条 文部科学大臣は、適正化法、適正化法施行令又は本要綱に規定する通知、承認、指示又は命令(以下「通知等」という。)について、都道府県知事が書面による通知等を受けることを予め求めた場合を除き、電磁的方法により通知等することができる。この場合、文部科学大臣は都道府県知事に到達確認を行うものとする。

#### 附 則

第1条 この要綱中、高等学校及び幼稚園には、構造改革特別区域法(平成14年法律第189号)第20条第1項に規定する公私協力学校を含まないものとする。

第2条 平成23年度については、東日本大震災による児童等の数の変動が激しいことから、第3条の規定にかかわらず、次のとおり取り扱うものとする。

- (1) 補助金の額は定額とし、別表第1に定める小学校等又は課程の区分(以下「学校等の区分」という。)ごとの都道府県補助金の幼児、児童又は生徒(以下「児童等」という。)1人当たりの金額(当該金額が別に定める金額(学校等の区分毎に算出した経常的経費の児童等1人当たりの額の2分の1の額)を超える場合は、その金額とする。)に応じた別に定める国庫補助単価(特別な事情がある都道府県に係る場合にあつては、当該金額を別表第2に定めるところにより補正して得た金額)に、当該都道府県の区域内にある私立の小学校等の5月1日若しくは9月1日現在に在学している児童等の数又は前年度の5月1日現在に在学している児童等の数に0.9を乗じた数のいずれか大きい方(ただし幼稚園については、当該年度の5月1日若しくは9月1日現在に在学している園児の数又は前年度の5月1日現在に在学している児童等の数に0.9を乗じた数のいずれか大きい方に、当該年度の1月における幼稚園の始業日に在学している、当該年度中に満3歳に達し当該年度の5月2日以降に入園した園児の数を加えた数)の学校等の区分ごとの当該年度の合計数(都道府県補助金の補助の対象とならない小学校等は除く。)を乗じて得た金額の合計額以内とする。
- (2) 前項の都道府県補助金の児童等1人当たりの金額は、学校等の区分ごとに、都道府県補助金を当該都道府県の区域内にある私立の小学校等(都道府県補助金の補助の対象とならない小学校等は除く。)の当該年度の5月1日に在学している児童等の数に9月1日に在学している児童等の数を加え2で除した数(ただし幼稚園については、当該年度の5月1日に在学している児童等の数に9月1日現在に在学している園児の数を加え2で除した数に、当該年度の1月における幼稚園の始業日に在学している、当該年度中に満3歳に達し当該年度の5月2日以降に入園した園児の数を加えた数)で除して得た金額とする。

第3条 平成24年度については、東日本大震災による児童等の数の変動を勘案し、第3条第1項の規定にかかわらず、岩手県及び宮城県においては(1)のとおり、福島県においては(2)のとおり、その他の都道府県については(3)のとおり取り扱うものとする。

- (1) 補助金の額は定額とし、別表第1に定める小学校等又は課程の区分(以下「学校等の区分」という。)ごとの都道府県補助金の幼児、児童又は生徒(以下「児童等」という。)1人当たりの金額(当該金額が別に定める金額(学校等の区分毎に算出した経常的経費の児童等1人当たりの額の2分の1の額)を超える場合は、その金額とする。)に応じた別に定める国庫補助単価(特別な事情がある都道府県に係る場合にあつては、当該金額を別表第2に定めるところにより補正して得た金額)に、以下の①及び②の合計数(都道府県補助金の補助の対象とならない小学校等は除く。)を乗じて得た金額の合計額以内とする。  
①別に定める市町村の区域内にある私立の小学校等の当該年度の5月1日現在に在学している児童等の数又は平成22年5月1日現在に在学していた児童等の数に0.9を乗じた数のいずれか大きい方(ただし幼稚園については、当該年度の5月1日現在に在学している園児の数又は平成22年5月1日現在に在学していた児童等の数に0.9を乗じた数のいずれか大きい方に、当該年度の1月における幼稚園の始業日に在学している、当該年度中に満3歳に達し当該年度の5月2日以降に入園した園児の数を加えた数)の学校等の区分ごとの当該年度の合計数

②当該都道府県の区域（①の別に定める市町村を除く。）内にある私立の小学校等の学則で定めた収容定員（当該年度の5月1日現在に在学している児童等の数（ただし幼稚園については、当該年度の5月1日現在に在学している園児の数に、当該年度の1月における幼稚園の始業日に在学している、当該年度中に満3歳に達し当該年度の5月2日以降に入園した園児の数を加えた数）（以下「実員」という。）が当該収容定員に満たない場合には、実員とする。また、当該収容定員を超過した場合であっても、超過した数を限度として東日本大震災により転入学した児童等の数を加えることができる。）の学校等の区分ごとの当該年度の合計数

(2) 補助金の額は定額とし、別表第1に定める小学校等又は課程の区分（以下「学校等の区分」という。）ごとの都道府県補助金の幼児、児童又は生徒（以下「児童等」という。）1人当たりの金額（当該金額が別に定める金額（学校等の区分毎に算出した経常的経費の児童等1人当たりの額の2分の1の額）を超える場合は、その金額とする。）に応じた別に定める国庫補助単価（特別な事情がある都道府県に係る場合にあつては、当該金額を別表第2に定めるところにより補正して得た金額）に、当該都道府県の区域内にある私立の小学校等の当該年度の5月1日現在に在学している児童等の数又は平成22年5月1日現在に在学していた児童等の数に0.9を乗じた数のいずれか大きい方（ただし幼稚園については、当該年度の5月1日現在に在学している園児の数又は平成22年5月1日現在に在学していた児童等の数に0.9を乗じた数のいずれか大きい方に、当該年度の1月における幼稚園の始業日に在学している、当該年度中に満3歳に達し当該年度の5月2日以降に入園した園児の数を加えた数）の学校等の区分ごとの当該年度の合計数（都道府県補助金の補助の対象とならない小学校等は除く。）を乗じて得た金額の合計額以内とする。

(3) 補助金の額は定額とし、別表第1に定める小学校等又は課程の区分（以下「学校等の区分」という。）ごとの都道府県補助金の幼児、児童又は生徒（以下「児童等」という。）1人当たりの金額（当該金額が別に定める金額（学校等の区分毎に算出した経常的経費の児童等1人当たりの額の2分の1の額）を超える場合は、その金額とする。）に応じた別に定める国庫補助単価（特別な事情がある都道府県に係る場合にあつては、当該金額を別表第2に定めるところにより補正して得た金額）に、当該都道府県の区域内にある私立の小学校等の学則で定めた収容定員（当該年度の5月1日現在に在学している児童等の数（ただし幼稚園については、当該年度の5月1日現在に在学している園児の数に、当該年度の1月における幼稚園の始業日に在学している、当該年度中に満3歳に達し当該年度の5月2日以降に入園した園児の数を加えた数）（以下「実員」という。）が当該収容定員に満たない場合には、実員とする。また、当該収容定員を超過した場合であっても、超過した数を限度として東日本大震災により転入学した児童等の数を加えることができる。）の学校等の区分ごとの当該年度の合計数（都道府県補助金の補助の対象とならない小学校等は除く。）を乗じて得た金額の合計額以内とする。

第4条 平成25年度については、東日本大震災による児童等の数の変動を勘案し、第3条第1項の規定にかかわらず、岩手県及び宮城県においては（1）のとおり、福島県においては（2）のとおり、その他の都道府県については前条（3）と同じく取り扱うものとする。

(1) 補助金の額は定額とし、別表第1に定める小学校等又は課程の区分（以下「学校等の区分」という。）ごとの都道府県補助金の幼児、児童又は生徒（以下「児童等」という。）1人当たりの金額（当該金額が別に定める金額（学校等の区分毎に算出した経常的経費の児童等1人当たりの額の2分の1の額）を超える場合は、その金額とする。）に応じた別に定める国庫補助単価（特別な事情がある都道府県に係る場合にあつては、当該金額を別表第2に定めるところにより補正して得た金額）に、以下の①及び②の合計数（都道府県補助金の補助の対象とならない小学校等は除く。）を乗じて得た金額の合計額以内とする。  
①別に定める市町村の区域内にある私立の小学校等の学則で定めた収容定員（当該年度の5月1日現在に在学している児童等の数又は平成22年5月1日現在に在学していた児童等の数に0.9を乗じた数のいずれか大きい方（ただし幼稚園については、当該年度の5

月1日現在に在学している園児の数又は平成22年5月1日現在に在学していた児童等の数に0.9を乗じた数のいずれか大きい方に、当該年度の1月における幼稚園の始業日に在学している、当該年度中に満3歳に達し当該年度の5月2日以降に入園した園児の数を加えた数（以下「実員」という。）が当該収容定員に満たない場合には、実員とする。また、当該収容定員を超過した場合であっても、超過した数を限度として東日本大震災により転入学した児童等の数を加えることができる。）の学校等の区分ごとの当該年度の合計数

②当該都道府県の区域（①の別に定める市町村を除く。）内にある私立の小学校等の学則で定めた収容定員（当該年度の5月1日現在に在学している児童等の数（ただし幼稚園については、当該年度の5月1日現在に在学している園児の数に、当該年度の1月における幼稚園の始業日に在学している、当該年度中に満3歳に達し当該年度の5月2日以降に入園した園児の数を加えた数）（以下「実員」という。）が当該収容定員に満たない場合には、実員とする。また、当該収容定員を超過した場合であっても、超過した数を限度として東日本大震災により転入学した児童等の数を加えることができる。）の学校等の区分ごとの当該年度の合計数

- (2) 補助金の額は定額とし、別表第1に定める小学校等又は課程の区分（以下「学校等の区分」という。）ごとの都道府県補助金の幼児、児童又は生徒（以下「児童等」という。）1人当たりの金額（当該金額が別に定める金額（学校等の区分毎に算出した経常的経費の児童等1人当たりの額の2分の1の額）を超える場合は、その金額とする。）に応じた別に定める国庫補助単価（特別な事情がある都道府県に係る場合にあっては、当該金額を別表第2に定めるところにより補正して得た金額）に、当該都道府県の区域内にある私立の小学校等の学則で定めた収容定員（当該年度の5月1日現在に在学している児童等の数又は平成22年5月1日現在に在学していた児童等の数に0.9を乗じた数のいずれか大きい方（ただし幼稚園については、当該年度の5月1日現在に在学している園児の数又は平成22年5月1日現在に在学していた児童等の数に0.9を乗じた数のいずれか大きい方に、当該年度の1月における幼稚園の始業日に在学している、当該年度中に満3歳に達し当該年度の5月2日以降に入園した園児の数を加えた数）（以下「実員」という。）が当該収容定員に満たない場合には、実員とする。また、当該収容定員を超過した場合であっても、超過した数を限度として東日本大震災により転入学した児童等の数を加えることができる。）の学校等の区分ごとの当該年度の合計数（都道府県補助金の補助の対象とならない小学校等は除く。）を乗じて得た金額の合計額以内とする。

第5条 平成26年度については、東日本大震災による児童等の数の変動を勘案し、第3条第1項の規定にかかわらず、岩手県及び宮城県においては前条（1）、福島県においては前条（2）、その他の都道府県については附則第3条（3）と同じく取り扱うものとする。

第6条 平成27年度については、東日本大震災による児童等の数の変動を勘案し、第3条第1項の規定にかかわらず、岩手県及び宮城県においては附則第4条（1）、福島県においては附則第4条（2）、その他の都道府県については附則第3条（3）と同じく取り扱うものとする。

第7条 平成28年度については、東日本大震災による児童等の数の変動を勘案し、第3条第1項の規定にかかわらず、宮城県においては附則第4条（1）、福島県においては附則第4条（2）、その他の都道府県については附則第3条（3）と同じく取り扱うものとする。

第8条 平成29年度については、東日本大震災による児童等の数の変動を勘案し、第3条第1項の規定にかかわらず、宮城県においては附則第4条（1）、福島県においては附則第4条（2）、その他の都道府県については附則第3条（3）と同じく取り扱うものとする。

第9条 平成30年度については、東日本大震災による児童等の数の変動を勘案し、第3条第1項の規定にかかわらず、宮城県においては（1）のとおり、福島県においては（2）のとおり、

その他の都道府県については附則第3条（3）と同じく取り扱うものとする。

- （1）補助金の額は定額とし、別表第1に定める小学校等又は課程の区分（以下「学校等の区分」という。）ごとの都道府県補助金の幼児、児童又は生徒（以下「児童等」という。）1人当たりの金額（当該金額が別に定める金額（学校等の区分毎に算出した経常的経費の児童等1人当たりの額の2分の1の額）を超える場合は、その金額とする。）に応じた別に定める国庫補助単価（特別な事情がある都道府県に係る場合にあっては、当該金額を別表第2に定めるところにより補正して得た金額）に、以下の①及び②の合計数（都道府県補助金の補助の対象とならない小学校等は除く。）を乗じて得た金額の合計額以内とする。
- ①別に定める市町村の区域内にある私立の小学校等の学則で定めた収容定員（当該年度の5月1日現在に在学している児童等の数又は平成22年5月1日現在に在学していた児童等の数に0.85を乗じた数のいずれか大きい方（ただし幼稚園については、当該年度の5月1日現在に在学している園児の数又は平成22年5月1日現在に在学していた児童等の数に0.85を乗じた数のいずれか大きい方に、当該年度の1月における幼稚園の始業日に在学している、当該年度中に満3歳に達し当該年度の5月2日以降に入園した園児の数を加えた数）（以下「実員」という。）が当該収容定員に満たない場合には、実員とする。また、当該収容定員を超過した場合であっても、超過した数を限度として東日本大震災により転入学した児童等の数を加えることができる。）の学校等の区分ごとの当該年度の合計数
- ②当該都道府県の区域（①の別に定める市町村を除く。）内にある私立の小学校等の学則で定めた収容定員（当該年度の5月1日現在に在学している児童等の数（ただし幼稚園については、当該年度の5月1日現在に在学している園児の数に、当該年度の1月における幼稚園の始業日に在学している、当該年度中に満3歳に達し当該年度の5月2日以降に入園した園児の数を加えた数）（以下「実員」という。）が当該収容定員に満たない場合には、実員とする。また、当該収容定員を超過した場合であっても、超過した数を限度として東日本大震災により転入学した児童等の数を加えることができる。）の学校等の区分ごとの当該年度の合計数

- （2）補助金の額は定額とし、別表第1に定める小学校等又は課程の区分（以下「学校等の区分」という。）ごとの都道府県補助金の幼児、児童又は生徒（以下「児童等」という。）1人当たりの金額（当該金額が別に定める金額（学校等の区分毎に算出した経常的経費の児童等1人当たりの額の2分の1の額）を超える場合は、その金額とする。）に応じた別に定める国庫補助単価（特別な事情がある都道府県に係る場合にあっては、当該金額を別表第2に定めるところにより補正して得た金額）に、当該都道府県の区域内にある私立の小学校等の学則で定めた収容定員（当該年度の5月1日現在に在学している児童等の数又は平成22年5月1日現在に在学していた児童等の数に0.85を乗じた数のいずれか大きい方（ただし幼稚園については、当該年度の5月1日現在に在学している園児の数又は平成22年5月1日現在に在学していた児童等の数に0.85を乗じた数のいずれか大きい方に、当該年度の1月における幼稚園の始業日に在学している、当該年度中に満3歳に達し当該年度の5月2日以降に入園した園児の数を加えた数）（以下「実員」という。）が当該収容定員に満たない場合には、実員とする。また、当該収容定員を超過した場合であっても、超過した数を限度として東日本大震災により転入学した児童等の数を加えることができる。）の学校等の区分ごとの当該年度の合計数（都道府県補助金の補助の対象とならない小学校等は除く。）を乗じて得た金額の合計額以内とする。

第10条 令和元年度については、東日本大震災による児童等の数の変動を勘案し、第3条第1項の規定にかかわらず、宮城県においては附則第9条（1）、福島県においては附則第9条（2）、その他の都道府県については附則第3条（3）と同じく取り扱うものとする。

第11条 令和2年度については、東日本大震災による児童等の数の変動を勘案し、第3条第1項の規定にかかわらず、宮城県においては附則第9条（1）、福島県においては附則第9条（2）、その他の都道府県については附則第3条（3）と同じく取り扱うものとする。

第12条 令和3年度については、東日本大震災による児童等の数の変動を勘案し、第3条第1項の規定にかかわらず、福島県においては附則第9条（2）と同じく取り扱うものとする。

第13条 別表第2の4の規定中学校法人には、幼保連携型認定こども園を設置する社会福祉法人を含むものとする。



別表第1

学 校 等 の 区 分		
幼	稚	園
小	学	校
中	学	校
義	務	教 育 学 校
高 等 学 校 ( 全 日 制 ・ 定 時 制 )		
高 等 学 校 ( 広 域 以 外 の 通 信 制 課 程 )		
中	等	教 育 学 校
幼	保	連 携 型 認 定 こ ど も 園

別表第2

特別な事情がある都道府県に係る補正
<p>1. 都道府県が、幼稚園又は幼保連携型認定こども園を設置する学校法人に対し、幼稚園教諭の一種免許状の保有の促進を図るという事由に基づき、都道府県補助金を増額して交付した場合は、当該都道府県については、別に定める国庫補助単価を増額するものとする。</p> <p>2. 都道府県が、幼稚園、小学校、中学校、義務教育学校、高等学校、中等教育学校又は幼保連携型認定こども園を設置する学校法人に対し、経営の効率化や学校規模の適正化（入学定員の変更等）など経営改善に向けた計画を作成し実施するという事由に基づき、都道府県補助金を増額して交付した場合は、当該都道府県については、別に定める国庫補助単価を増額するものとする。</p> <p>3. 都道府県が、幼稚園を設置する学校法人に対し、幼稚園教員の人材確保に関する取組の促進を図るという事由に基づき、都道府県補助金を増額して交付した場合は、当該都道府県については、別に定める国庫補助単価を増額するものとする。</p> <p>4. 都道府県が、東日本大震災において被災した幼稚園（当該幼稚園から移行した幼保連携型認定こども園を含む。）、小学校（当該学校から移行した義務教育学校を含む）、中学校（当該学校から移行した義務教育学校を含む）、高等学校又は中等教育学校を設置する学校法人に対し、教育環境の復旧を図るという事由に基づき、都道府県補助金を増額して交付した場合は、当該都道府県については、別に定める国庫補助単価を増額するものとする。ただし、別に定める国庫補助単価に学校等の区分ごとの第3条に規定する収容定員を乗じて得た額が都道府県補助金を増額して交付した額を超える場合は、国庫補助単価を増額せず、都道府県補助金を増額して交付した額を第3条の補助金額に加えるものとする。</p> <p>5. 都道府県が、幼稚園、小学校、中学校、義務教育学校、高等学校（通信制の課程を除く。）又は中等教育学校（通信制の課程を除く。）を設置する学校法人に対し、学校等の授業の過</p>

程における資料のインターネット送信について、文化庁長官の指定管理団体に支払うことで、教育の現場において、個別の許諾を要することなく、必要な限度で、原則として様々な著作物をより円滑に利用するという事由に基づき、都道府県補助金を増額して交付した場合は、当該都道府県については、別表第3に定める1人当たりの補償金額（年額）に、消費税法（昭和63年法律第108号）及び地方税法（昭和25年法律第226号）に規定する消費税等に相当する金額を加算した額の2分の1以内を増額するものとする。

6. 都道府県が、令和五年五月二十八日から七月二十日までの間の豪雨及び暴風雨による災害において被災した幼稚園、小学校、中学校、義務教育学校、高等学校、中等教育学校を設置する学校法人に対し、教育環境の復旧を図るという事由に基づき、都道府県補助金を増額して交付した場合は、当該都道府県については、別に定める国庫補助単価を増額するものとする。ただし、別に定める国庫補助単価に学校等の区分ごとの第3条に規定する収容定員を乗じて得た額が都道府県補助金を増額して交付した額を超える場合は、国庫補助単価を増額せず、都道府県補助金を増額して交付した額を第3条の補助金額に加えるものとする。

別表第3

学校等の区分	1人当たりの補償金額（年額）
幼稚園	60円
小学校	120円
中学校	180円
義務教育学校	1学年～6学年 120円
	7学年～9学年 180円
高等学校	420円
	専攻科 720円
中等教育学校	1学年～3学年 180円
	4学年～6学年 420円
	専攻科 720円

※別途、本表の補償金額には、消費税法（昭和63年法律第108号）及び地方税法（昭和25年法律第226号）に規定する消費税等に相当する金額を加算する。